

許 可 証

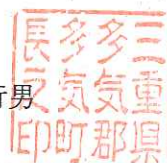
令和7年3月10日

住 所 三重県松阪市五主町1313番地

氏 名 株式会社 司 代表取締役 松村 亜矢子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたことを証する。

多気町長 久保 行男



許 可 番 号	多 取 第 4 号
許可の年月日及び有効期間	令和7年4月16日から 令和9年4月15日まで
一般廃棄物の処理業の区分	収集運搬
取り扱う一般廃棄物の種類 及 び 形 状	事業系一般廃棄物
一般廃棄物処理業を行う区域 (特定業種及び特定事業所のみを対象とする場合はその業種名又は事業所名)	多気町全域
そ の 他 条 件	裏面に記載

<p>そ の 他 条 件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「多気町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等に掲げる事項を遵守すること。</li> <li>2. 処理施設に搬入する場合、他地域又は他市町の廃棄物を搬入しないこと。ただし、協議のあったものは除く。</li> <li>3. 前年度の処理実績を様式第11号により毎年4月中に報告すること。</li> <li>4. 一般廃棄物処理業に関する報告を求められた時は、速やかに対応すること。</li> <li>5. 多気町及び関係機関が必要と認める時は、立ち入り検査を受けること。</li> <li>6. 契約以外の物及びその他適当でないと認められる物が混入していた場合、許可を取り消すものとする。</li> <li>7. 収集運搬車には、車両証を必ず掲示すること。</li> <li>8. 廃棄物の搬入場所は、多気町の指示に従うこと。</li> </ol> <p><u>香肌奥伊勢資源化プラザ搬入の条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の搬入及び分別収集等については、香肌奥伊勢資源化広域連合の指示に従うこと。</li> <li>・ ごみ袋は、香肌奥伊勢資源化広域連合指定の袋であること。</li> </ul>
------------------	--